

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2019賃金確定要求書の回答等について
交渉日時 令和元年11月29日(金) 15時10分～16時50分
交渉場所 うじ安心館 3階大会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 波戸瀬人事課長
西川人事課副課長 岡野同課人事研修係長 渡邊同課給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計10人

概要	要
組合の主張	<p>2019賃金確定要求書の回答等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">① 配偶者に係る扶養手当について、民間の給与実態調査結果を踏まえると、引き下げることは理屈が通らない。また、子に係る扶養手当は引き上げをを求める。② 宇治市の住居手当に対する当局の考え方を示した上で、労使合意による決着を図ることを求める。持家の住居手当は廃止しないこと、借家の住居手当は、減額となる見直しを行わず、上限額の引上げを図ることを求める。③ 平成30年度から実施している給与制度の見直しにより、引き下げられた賃金水準の改善を図ることを求める。④ 前歴是正の改善を図ることを求める。⑤ 再任用職員の賃金改善について何らかの検討をするべきである。
当局の主張	<ol style="list-style-type: none">① 配偶者に係る扶養手当を引き下げるべきではないとの組合の指摘は理解しているが、子に係る扶養手当の引上げのみを実施することは困難である。しかし、現在の提起内容のままで合意は難しいと考え、何らかの合意に向けた検討を行っているが、現時点で具体的に示すことは難しい。② 持家の住居手当については、京都府内で支給している他団体がないこと、また全国的にも廃止している団体が増えていることを踏まえると、廃止せざるを得ないと考えている。また、借家の住居手当については、国に準拠した内容を提起しているが、支給限度額が引上げとなる一方で減額になる職員が生じる内容であることに対する組合の指摘を踏まえて、引き続き検討したい。③ ラスパイレス指数に影響がある事項については、まだまだ注視していく段階であり、さらに見直しを行うことは困難である。④ 前歴是正の見直しについては、対象者が拡大することもあり困難であるが、経験年数が積み重なる途中の段階で一定の是正を行う方式などについて検討をしている。しかし今年度の確定交渉の中で整理することは困難である。

	⑤ 原則的に人勸準拠であることを考えると、独自の措置を講ずることは困難な状況である。
--	--